

平成27年7月21日

各位

株式会社アクロディア  
 代表取締役社長 堤 純也  
 (コード番号：3823 東証マザーズ)  
 問合せ先：取締役副社長 國吉 芳夫  
 電話番号：(03)5793-1300

**第三者割当により発行される新株式の発行及び株式買取契約の締結並びに第4回乃至第6回新株予約権の発行及び新株予約権買取契約(ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」)の締結に関するお知らせ**

当社は、平成27年7月21日開催の取締役会において、EVO FUNDを割当先とする、新株式(以下、「本株式」という。)の発行及び第4回～第6回新株予約権(以下、「本新株予約権」という)の発行並びに金融商品取引法による届出の効力発生を条件として、EVO FUNDとの間で、株式買取契約及び新株予約権買取契約(ターゲット・イシュー・プログラム※)を締結することを決議しましたので、その概要につき以下のとおりお知らせいたします。

1. 募集の概要

<新株式発行の概要>

(1) 払込期日	平成27年8月6日
(2) 発行新株式数	350,000株
(3) 発行価額	1株につき668.70円
(4) 調達資金の額	230,726,000円(注)
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当ての方法による。 割当予定先：EVO FUND
(6) その他	当社は、EVO FUNDとの間で金融商品取引法に基づく届け出の効力発生後に、本新株式に係る株式買取契約を締結する予定です。

(注) 資金調達の額は、本新株の払込金額の総額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。

<新株予約権発行の概要>

(1) 割当日	平成27年8月6日
(2) 新株予約権の総数	1,500,000個 第4回 600,000個 第5回 500,000個 第6回 400,000個
(3) 発行価額	総額4,230,000円(第4回新株予約権1個当たり4.4円、第5回新株予約権1個当たり2.3円、第6回新株予約権1個当たり1.1円)
(4) 当該発行による潜在株式数	1,500,000株(新株予約権1個につき1株) 第4回新株予約権：600,000株 第5回新株予約権：500,000株 第6回新株予約権：400,000株

(5) 資金調達額	1,595,840,000円(注)
(6) 行使価額	<p>当初行使価額</p> <p>第4回新株予約権：743円</p> <p>上限行使価額 1,114円</p> <p>下限行使価額 371円</p> <p>第5回新株予約権：1,114円</p> <p>上限行使価額 1,486円</p> <p>下限行使価額 371円</p> <p>第6回新株予約権：1,486円</p> <p>上限行使価額 ありません</p> <p>下限行使価額 371円</p> <p>当社は平成28年2月6日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知（以下「行使価額修正通知」という。）するものとし、当該通知が行われた日（以下「通知日」という。）の2取引日（株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。）後（通知日が取引日でない場合には3取引日後）の日に、行使価額は、通知日（通知日が取引日でない場合には直前の取引日）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額（ただし、当該金額が、①下記3.(1)記載の上限行使価額を上回る場合は上限行使価額とし、②下記3.(1)記載の下限行使価額を下回る場合は下限行使価額とする。）に修正される。</p> <p>なお、以下に該当する場合には当社はかかる修正を行うことができない。</p> <p>① 金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合</p> <p>② 前回の行使価額修正通知を行ってから6ヶ月が経過していない場合</p> <p>③ 行使停止期間中の場合</p>
(7) 募集又は割当て方法	第三者割当ての方法による。
(8) 割当予定先	EVO FUND
(9) その他	<p>当社は、EVO FUNDとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、新株予約権買取契約（以下「本新株予約権買取契約」といいます。）を締結する予定です。</p> <p>本新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認を要します。</p>

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

#### ※ターゲット・イシュー・プログラム (TIP)

この手法は、当社が新株式の発行に際して希望する目標株価（ターゲット価格）を3パターン定め、これを行使価額として設定した新株予約権です（下表の通り）。これは、将来の株価上昇を見越し、3パターンの行使価額によって、段階的に新株式を発行（ターゲット・イシュー）できることを期待して設定したものです。行使価額は原則としてターゲット価格に固定されますが、行使期間中に株価がターゲット価格を大幅に上回って上昇した場合、行使価額の修正により新株予約権の行使による資金調達額の増加が見込め、またターゲット価格を下回っている場合でも緊急の若しくは機動的な資金ニーズに対しても対応することを想定し、当社は行使価額の修正に関する選択権を保有しております。

当社は、割当予定先の権利行使に関して、当社は本新株予約権の一部または全部について原則として 20 営業日の期間行使の停止をすることができます。本新株予約権買取契約において、割当予定先は、当社が行使停止請求を行った場合、当該行使停止請求の通知日の 2 営業日後（通知日が営業日でない場合は 3 営業日後の日）の日から原則として 20 営業日の期間行使を停止します。当該停止終了後に、割当予定先は行使請求を当社に通知することができるようになります。なお、行使請求停止中に次の行使請求停止を通知することはできないため、20 営業日を超えて停止を継続することはできません。また、当該停止は、当社が本新株予約権の一部または全部の取得を割当予定先に通知した場合、または当社の株価が本新株予約権の上限行使価額以上となった場合解除されます。これによって当社は、当社の資金需要及び市場環境等を見極めながら行使を進めることが、一定程度、可能となります。

ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」の特徴は、当社の選択により行使価額が修正された後も修正後の価額で行使価額が固定されること、すなわちいわゆる Moving Strike Price（当社の株価に連動して日々行使価額が変動すること）にならないことです。また下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（1）資金調達方法の概要」に記載の通り、本新株予約権のいずれも当社が行使価額を修正する頻度は 6 ヶ月に 1 度未満であることから、取引所の定める「有価証券上場規程」第 410 条第 1 項及び日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第 2 条第 2 号の定める「MSCB 等」には該当しません。

	第 4 回新株予約権	第 5 回新株予約権	第 6 回新株予約権
発行数	600,000 個	500,000 個	400,000 個
発行価額の総額	2,640,000 円	1,150,000 円	440,000 円
発行価額	4.4 円	2.3 円	1.1 円
行使価額	743 円	1,114 円	1,486 円
「行使価額の修正」の項目	有	有	有
行使請求期間	3 年間	3 年間	3 年間
行使請求停止条項	有	有	有

## 2. 募集の目的及び理由

当社グループでは、成長分野であるスマートフォン向けプラットフォームソリューション（スマートフォン向けサービスを実現するプラットフォームの提供）やコンテンツサービス（スマートフォン向けアプリやソーシャルゲームの提供）に経営資源を集中させ、各事業の基盤強化と早期成長を推進しております。

当社グループのプラットフォームソリューションの事業展開においては、既存サービスのきせかえ touch や Multi-package Installer for Android 等をはじめ、モバイル BaaS（※1）やインターホン向け IoT（※2）システム等を新たに展開開始し、安定的な収益確保と今後の中長期的な成長基盤の確立を図っております。

また、コンテンツサービスの事業展開においては、複数のソーシャルゲームやアプリの提供を開始し、売上規模が拡大しております。主要なタイトルとしては、JFA オフィシャルライセンスソーシャルゲーム「サッカー日本代表 2018 ヒーローズ」を平成 23 年 12 月から開始し、100 万人以上のユーザーにお楽しみいただき、長期にわたり堅調に推移しております。さらに、「サッカー日本代表イレブンヒーローズ」や「野球しようよ♪ガールズスタジアム」、「なでサカ〜なでしこジャパンでサッカー世界一！」等のスポーツ関連のソーシャルゲームを複数のプラットフォームで展開しております。さらに、国内では、新たなジャンルのゲームとして、対戦パズル RPG「対戦パズル バトルブレイブ」の配信や、顔合成サービス「顔テレビ（※3）」の技術と、ソフトバンクモバイルの音声合成ソリューションを組み合わせた新作アプリ「MAGICWAN」も開始し、コンテンツサービスにおいてさらなる市場獲得を推進しております。また、韓国市場においては、SNS プラットフォーム「gimme the playground」を開始しており有名人が参加することにより活性化を目指しております。

当社は、継続して純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。また、当社グループの現金及び現金同等物の期末（平成 27 年 5 月 31 日）残高は 16 百万円となり、前期末から 48 百万円減少しております。

当社グループは、スマートフォン向け事業への転換を進め、スマートフォン向けサービス・ソリューションの事業拡大と業績改善を図るべく、新たなソーシャルゲームやアプリの配信を複数開始しコンテンツサービス

の拡充を図るとともに、今後の成長を見込んだ新規の事業展開を積極的に行っておりますが、ソーシャルゲームや新規サービスにおいて、顧客ニーズに合わせさらなるサービス充実を図る必要が生じ、追加開発を行ったこと等により当第3四半期での市場展開が遅れ、業績寄与が下回る結果となりました。また連結子会社の韓国SNSプラットフォームのサービスにおいて当第3四半期に本格展開の一環として韓国スターの参加を予定しておりましたが、その調整に時間を要し、サービス認知度向上と利用者獲得施策に遅れが生じた結果、当第3四半期での市場展開が遅れ、売上計画には届かなかったことなどにより、損失を計上することとなり依然として財務体質の改善及び営業キャッシュ・フローの改善が最重要課題となっております。

当社は、平成26年11月6日にスマートフォン向けゲーム及びプラットフォームソリューションの開発、運営等の事業資金を主目的とした第三者割当による新株式を発行し、資金を調達しております。当初の資金使途の通り、調達した資金はゲーム及びプラットフォームソリューションの開発、運営等の事業資金に充てられました。しかしながら、インターホン向けIoTシステムの展開等、プラットフォームソリューションの市場獲得を進めるとともに、ソーシャルゲーム等を複数展開しておりますが、一部ゲームの開始遅れなどの要因により、資金確保が遅れている状況にあります。

このため、事業継続のための事業資金を早期に確保することが必要であるとともに、前回の資金調達の主な使途でもあるこれらのスマートフォン向けモバイルゲーム等の開発・提供スピードを加速させ、モバイルBaaSやインターホン向けIoTシステムをはじめとした、当社の技術力を活かしたプラットフォームソリューションの開発を進め、スマートフォン関連市場において確固としたシェアを獲得していくことが必要です。

同時に、弊社の既存のソリューションや当社独自のコンテンツによる事業展開だけでは、その成長の速度には限界があり、十分な成長が望めない可能性があります。より成長の速度を速めて早期の黒字化を達成し、高水準の利益を実現していくためには、当社の事業分野とシナジー効果のある事業の取得を積極的に進めていくことが不可欠であると考えております。

これらの事業展開を市場動向に合わせ機動的に進めていくと同時に、事業の取得を積極的に進めていくことが、当社の今後の発展に大きく寄与するものであるため、後述の「調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、ソリューション及びコンテンツ事業展開資金として656百万円、事業取得資金として1,171百万円の資金調達を行う必要があると判断いたしました。

当社は、今後の当社の成長基盤となるスマートフォン関連事業をさらに強化するためには、外部環境の進展にあわせ機動的に投資をすることが不可欠であると考えており、当社の関連するスマートフォン市場において競争力を獲得し、企業価値向上を目指すべく、本資金調達方法を選択いたしました。

本調達資金は上述の開発等を迅速に進め、事業基盤を強化することにより、黒字基調に至るまでの事業資金として充当する予定であります。また、現在進めているインターホン向けIoTシステムをはじめとした新たなプラットフォームサービス及び新規コンテンツサービスを軌道に乗せ、早期に黒字基調に回復させることを目指しております。なお、当該事業に係る投資については、開発に係る外注費・人件費が含まれ、当社の投資キャッシュフローに含まれる投資対象であると同時に運転資金としての側面をも持っているものであります。

(※1) モバイルBaaS: mobile Backend as a Service とは、スマートフォンアプリの開発に必要な汎用的機能をAPI (プラットフォーム向けのソフトウェアを開発する際に使用できる命令や関数の集合のこと)、SDK (あるテクノロジー(プログラミング言語やAPIなど)を利用してソフトウェアを開発する際に必要なツールのセットのこと) で提供しサーバー側のコードを書くことなく、サーバー連携するスマートフォンアプリを効率よく開発できるようにするクラウドサービスです。

(※2) IoTモノのインターネット (Internet of Thing)。従来は主にパソコンやサーバー、プリンタ等のIT関連機器が接続されていたインターネットにそれ以外の、各種家電製品、生活環境などの情報を取得する各種のセンサー等、さまざまな“モノ”を接続する技術です。

(※3) 「顔テレビ」は、正面から撮った顔写真を3D化し、動画の登場人物の顔と合成して面白いキャラクターを作成し、作成した動画をSNSなどで投稿・共有できるエンターテインメントサービスです。動画ではキャラクターの動きに合わせて顔の動きや表情が変わります。

### 3. 資金調達方法の概要及び選択理由

#### (1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。本新株予約権の行使価額は当初固定（第4回新株予約権は743円、第5回新株予約権は1,114円、第6回新株予約権は1,486円）されていますが、当社は平成28年2月6日以降、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知（以下「行使価額修正通知」という。）するものとし、当該通知が行われた日（以下「通知日」という。）の2取引日（株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。）後（通知日が取引日でない場合には3取引日後）の日に、行使価額は、通知日（通知日が取引日でない場合には直前の取引日）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額（ただし、当該金額が、①上限行使価額（以下に定義する。）を上回る場合、上限行使価額とし、②下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正されます。「上限行使価額」は第4回新株予約権は1,114円、第5回新株予約権は1,486円（第6回新株予約権は上限はありません）とし、「下限行使価額」は371円とする。上限行使価額及び下限行使価額は本新株予約権の発行要項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。

なお、以下に該当する場合には当社はかかる修正を行うことができません。

- ① 金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合
- ② 前回の行使価額修正通知を行ってから6ヶ月が経過していない場合
- ③ 行使停止期間中の場合

#### (2) 資金調達方法の選択理由

本スキームには以下の「(4) 本スキームの特徴」に記載の[メリット]および[デメリット]がありますが、本スキームは行使価額は原則として固定されており、当社が希望しない限り行使価額の修正は行われなため、既存株主の利益への影響を抑えながら自己資本を増強することが可能であることから、以下の「(4) 本スキームの特徴」に記載の[他の資金調達方法との比較]のとおり、他の資金調達手段と比較しても、本スキームによる資金調達方法が現時点において最適な選択であると判断しております。また、当社の事業計画上喫緊に必要な資金ニーズを満たすと同時に、当社の事業環境の進展に伴う株価上昇により、より有利な条件での資金調達を順次実施して行くことが可能なことから、これを採用することを決定しました。

#### (3) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

- ① 固定行使価額（資金調達目標株価）によるターゲット・イシュー  
株価の上昇局面において効率的かつ有利な資金調達を実現するため、新株予約権を3回のシリーズに分け、予め将来の株価上昇を見込んで3通りの行使価額を設定しております。行使価額は原則として固定されており、当社が希望しない限り行使価額の修正は行われなため、仮に将来において株価が急落した場合でも当初の予測を超えて希薄化が促進されることはありません。
- ② 最大交付株式数の限定  
本新株予約権の目的である当社普通株式数は1,500,000株で固定されており、株価動向に係らず、最大交付株式数が限定されております。
- ③ 行使請求停止条項  
当社は、割当予定先の権利行使に関して、本新株予約権の一部または全部について原則として20営業日の期間行使の停止をすることができます。本新株予約権買取契約において、割当予定先は、当社が行使請求を行った場合、当該行使請求の通知日の2営業日後（通知日が営業日でない場合は3営業日後の日）の日から20営業日の期間行使を停止します。当該停止終了後に、割当予定先は行使請求を当社に通知することができるようになります。なお、行使請求停止中に次の行使請求停止を通知することはできない

ため、原則として 20 営業日を超えて停止を継続することはできません。また、当該停止は、当社が本新株予約権の一部または全部の取得を割当予定先に通知した場合、または当社の株価が本新株予約権の上限行使価額以上となった場合、解除されます。これによって当社は、当社の資金需要及び市場環境等を見極めながら行使を進めることが、一定程度、可能となります。

#### ④ 買入消却条項

平成28年8月6日以降、将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めて割当予定先に対し通知することにより、いつでも残存する本新株予約権を買入消却することが可能です。買入消却額は発行価額と同額であり、キャンセル料その他の追加的な費用負担は一切発生いたしません。

#### ⑤ 行使価額修正条項・選択権

上記①に記載の通り、本新株予約権の行使価額は原則として固定されていますが、当社の判断により、行使価額を修正することが可能です。これによって当初の目標株価であった行使価額を大幅に上回って株価が上昇した場合に資金調達額を増額でき、又は緊急の若しくは機動的な資金ニーズに対しても対応することが可能です。

#### ⑥ 資金調達のスタンバイ（時間軸調整効果）

新株発行手続には、有価証券届出書の待機期間も含め通常数週間を要します。よって、株価がターゲット価格に達してから準備を開始しても、数週間の発行準備期間を要し、かつその期間中の株価変動等により、機動的かつタイムリーな資金調達機会を逸してしまう可能性があります。これに対し、それぞれのターゲット価格を設定した本新株予約権を予め発行しておくことにより、株価上昇後の有利な価格による資金調達がスタンバイできます。

#### [デメリット]

##### ① 当初に満額の資金調達は出来ない

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使個数を乗じた金額の資金調達がなされます。本新株予約権の当初行使価額（ターゲット価格）は当社の希望により、いずれも現時点の当社株価よりも高く設定されており、上記 [メリット] ④に記載の行使価額の修正により行使価額がターゲット価格を下回る額とならない限り、当社株価がターゲット価格を超えて初めて権利行使請求が行われる可能性が生じます。

##### ② 株価低迷時に、資金調達がされない可能性

株価が長期的に行使価額（第4回新株予約権は当初743円、第5回新株予約権は当初1,114円、第6回新株予約権は当初1,486円）を下回る状況などでは、資金調達ができない可能性があります。

##### ③ 割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。現在の当社株式の流動性も鑑みると、割当予定先による当社株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

##### ④ 割当予定先が本新株予約権を行使せず、資金調達がなされない可能性

当社から、割当予定先に対して行使を指図することはできない仕組みであり、割当予定先が行使をしない限り全く資金調達がなされない可能性もあります。

##### ⑤ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当先のみ契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募るといった点において限界があります。

#### [他の資金調達方法との比較]

##### ① 新株式発行による増資

###### (a) 公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化をも一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

###### (b) 株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることか

ら、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、資金調達方法として適当でない判断いたしました。

(c) 第三者割当増資

当社は、本新株予約権の発行と同時に、割当予定先に対する第三者割当の方式により新株式の発行を行う予定です。しかし、当該第三者割当増資のみによっては、当社の将来的な資金需要を満たすことが出来ない見込みであるため、第三者割当増資と本新株予約権の発行を組み合わせた資金調達スキームが必要であると判断いたしました。

② MSCB

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

③ 行使価額が固定された新株予約権

行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となります。

④ 新株予約権無償割当てによる増資（ライツ・イシュー）

いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性があります。なお、当社は2期連続で経常赤字を計上しているため、ノンコミットメント型のライツ・イシューは実施することができません。

⑤ 社債による資金調達

社債による資金調達では、調達額金額が全額負債となるため、財務健全性の低下に伴い、今後の借入れ余地が縮小する可能性があります。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

① 払込金額の総額	1,835,475千円
本新株式の払込金額の総額	234,045千円
本新株予約権の払込金額の総額	4,230千円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	1,597,200千円
② 発行諸費用の概算額	8,909千円 (内訳) 登記費用 6,409千円 価額算定及び調査費用 1,500千円 届出書作成費用等 1,000千円
③ 差引手取概算額	1,826,566千円

(2) 調達する資金の具体的な使途

<本株式発行による調達資金>

	具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
①	プラットフォームソリューション事業の展開に係る資金	114	平成27年8月～ 平成28年2月
②	コンテンツサービス事業の展開に係る資金	54	平成27年8月～ 平成28年2月

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
③ シナジー効果が見込める事業の取得に係る資金	63	平成 27 年 8 月～ 平成 28 年 2 月

<本新株予約権発行による調達資金>

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① プラットフォームソリューション事業の展開に係る資金	142	平成 28 年 3 月～ 平成 30 年 2 月
② コンテンツサービス事業の展開に係る資金	346	平成 28 年 3 月～ 平成 30 年 8 月
③ シナジー効果が見込める事業の取得に係る資金	1,108	平成 28 年 3 月～ 平成 30 年 8 月

本株式に関する払込金額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、上記「(1) 調達する資金の額 (差引手取概算額)」に記載の通り 1,826,566 千円となる予定です。但し、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。調達資金が不足した場合には、上記③への充当額の見直しを行う予定であり、調達資金が超過した場合には、上記③への充当額の見直しを行う予定であります。

①プラットフォームソリューション事業の展開に係る資金

当社はスマートフォン向けのサービスを実現するための基盤をコンテンツプロバイダーやデベロッパー等に提供するプラットフォームソリューションを提供しております。当社の安定収益の柱の一つである「きせかえ touch」、「Multi-package installer for Android」をはじめとした既存ソリューションに加え、中長期的な企業成長を目的として推進している、スマートフォン向け開発者向けのソリューションとして提供している「モバイル BaaS」や、インターホンがスマートフォンでどこでも応答ができる画期的な「インターホン向け IoT システム」等、新規ソリューション開発・提供に取り組んでおります。これらの新規ソリューションを様々な角度から展開するための開発、提案等を積極的に行い、市場獲得に努める予定です。

「モバイル BaaS」及び「インターホン向け IoT システム」のソリューションは、顧客獲得が進むにつれて大きく収益化していくビジネスモデルとなっておりますが、顧客基盤が十分に成長するまでの期間における継続的な機能追加等の開発・運用費用、並びにソリューションの認知度向上及び市場獲得を図るための営業費用として、256 百万円を充当する予定です。

②コンテンツサービス事業の展開に係る資金

スマートフォン向けのソーシャルゲームやアプリ等を配信・提供しているコンテンツサービス事業においては、JFA オフィシャルライセンスを取得し展開している「サッカー日本代表シリーズ」をはじめとしたスポーツ関連のソーシャルゲームや当期に新たに開始したパズルゲーム「対戦パズル バトルブレイブ」等を展開しております。スポーツ関連のソーシャルゲームにおいては、マルチプラットフォーム展開を進め、新規ユーザーの獲得と継続率の向上を図っており、安定的な収益を確保しております。また、当期 (平成 27 年 8 月期) に開始したソーシャルゲーム「対戦パズル バトルブレイブ」や日本女子サッカーのライセンスを取得した「なでサカ〜なでしこジャパンでサッカー世界一!」、知育アプリ「デジタルコペル」等の新規ゲームやアプリについては、今後さらなる顧客獲得を促進するため、継続的なコンテンツ内容の改良やプロモーションが不可欠であると考えております。

今後もコンテンツサービス事業を収益の柱の一つとして位置づけ、継続的な新規ゲームの投入や既存ゲームのリニューアルや継続的な改善のための開発費用、及びゲームやアプリの認知度向上に関する費用として、400 百万円を充当する予定です。

### ③シナジー効果が見込める事業の取得に係る資金

上記①②の事業展開を推進すると同時に、当社グループにおいて展開しているプラットフォームソリューション、コンテンツサービス、モバイルクラウド事業の展開において、市場変化の激しいモバイル市場においてシェア獲得を図り、企業価値を高めて成長を一段と加速するため、企業買収や特定のプロジェクトへの投資などの形で、上記事業領域においてシナジー効果が見込める事業の獲得を検討しております。上記①②の当社による事業展開においても複数の事業を成長事業と位置付けて展開を進めていきますが、当社グループの早期黒字化は、当社単体での成長速度を超えて成長していくことで確実な達成に結びつくものと考えております。

当社では随時事業取得に係る案件については引き合いがあり、検討を進めておりました。その経緯から、当社で手掛ける案件の規模として数千万円から数億円と予想しており、同規模の案件を今後3年間の間に実施していくことを想定しております。現時点において、機関決定している案件はございませんが、具体的に検討を進めている主な案件は次のとおりです(ただし、今後の検討で案件の追加・削除・金額の変更の可能性があります)。

案件名	概要	想定投資額	想定投資時期	検討状況
A社案件	ゲーム会社A社への資本参加を含む出資	50百万円	概ね半年以内	検討初期段階
B社案件	B社提案ゲーム事業のプロジェクトへの出資	200百万円	概ね一年以内	検討初期段階
C社案件	ゲーム会社C社への資本参加	100百万円	概ね一年以内	検討初期段階
D社案件	動画技術D社への資本参加	500百万円	概ね一年以内	検討開始予定

今後案件が決定した際には、適切なタイミングで開示を行ってまいります。

このように、市場動向及び当社の成長に合わせて機動的に投資を実現するため、M&A及び資本・業務提携ないしはプロジェクトファイナンスに関わる費用として1,171百万円を見込んでおります。

なお、支出予定時期に適切な案件がなく、今回の調達資金が事業の取得に充当されなかった場合には、適切な案件に充当するまで銀行預金として安定的に管理するほか、新株予約権の行使停止や買入消却も検討し不要な希薄化の回避に努めます。また、事業環境の変化に対応して①または②に充当するなど使途を変更する場合には、適時適切に開示を行います。

以上の施策を目的に、当社は平成27年7月21日、本株式及び本新株予約権の発行を決定致しました。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等で保管する予定です。

## 5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、前記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、本第三者割当により調達した資金をスマートフォン向けゲーム及びプラットフォームソリューションの事業資金に一層の経営資源を外部環境の進展にあわせ迅速な投入を行うことで、当社の関連するスマートフォン市場において競争力を獲得すべく事業展開が図れ、当社の今後の発展に大きく寄与するものと考えており、本第三者割当の資金使途については合理性があるものと考えております。

## 6. 発行条件等の合理性

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

#### ① 本株式

本株式の発行価額は、本株式の発行に係る取締役会決議の前営業日(平成27年7月17日)における東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値に0.9を乗じた金額である668.70円といたしました。

取締役会決議の前営業日における終値に0.9を乗じた金額を採用することと致しましたのは、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断した上で、当社株式の価格変動が大きい状況の中で割当予定先が負う価格下落リスクに鑑み、決定されました。さらに、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案しても、当社の業容拡大及び企業価値向上の実現を目的とした今回の資金調達は、当該ディスカウントを行っても事業戦略上不可欠であると考えており、かつ、いわゆる有利発行には該当しないものと判断しております。当社は、上記払込金額の算定根拠につきましては、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日制定）に準拠しているものと考え、割当予定先と十分に協議の上、決定致しました。

なお、本株式の発行価額は、本株式の発行に係る取締役会決議日の前営業日（平成27年7月17日）までの直前1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値である874円（小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。）に対して23.5%のディスカウント（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。）、同直前3ヶ月間の終値単純平均値である1,035円に対して35.4%のディスカウント、同直前6ヶ月間の終値単純平均値である1,078円に対して38.0%のディスカウントとなる金額です。

なお、本日開催の当社取締役会にて監査役3名全員（うち社外監査役2名）が、本株式の払込金額は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にしており、日本証券業協会の指針も勘案して決定されていることから、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を表明しております。

## ② 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関（株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂 1-1-8）に依頼しました。当該第三者算定機関と当社との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び割当先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利率について一定の前提を置き、当社の資金調達需要は株価と独立の事象でその確率は一様に分散的であり、行使停止請求は原則として行わないこと、当社には行使価額修正選択権があり、権利行使の促進並びに権利行使による資金調達の最大化のため、株価が行使価額を上回る場合であっても下回る場合であっても行使価額修正を行うものとする、当社が自ら本新株予約権を取得はしないものとする、株式の流動性から売却可能株数を想定すること、株式処分コスト等を権利行使時のキャッシュフローから反映させること、ならびに評価基準日現在の市場環境等を考慮して、他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積られる一定の水準を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を、第4回は4.4円、第5回は2.3円、第6回は1.1円とし、本新株予約権の行使価額は当初、平成27年7月17日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値に対し、第4回は同額とし、第5回は150%、第6回は200%と、それぞれ上回る額としました。

本新株予約権の発行価額及び行使価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、本日開催の当社取締役会にて監査役3名全員（うち社外監査役2名）が、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず適法である旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計が公正な

評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額とほぼ同額であることを判断の基礎としております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当による新規発行株式数 350,000 株（議決権数 3,500 個）に本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数を合算した株式数 1,500,000 株（議決権数 15,000 個）は、1,850,000 株（議決権数 18,500 個）であり、平成 27 年 5 月 31 日現在の当社発行済株式総数 14,029,193 株及び議決権数 140,280 個を分母とする希薄化率は 13.18%（議決権ベースの希薄化率は 13.18%）に相当します。

そのため、本第三者割当による新株式及び新株予約権の発行により、当社株式に一定程度の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、当社は、本第三者割当により調達した資金を当社グループのプラットフォームソリューション及びコンテンツサービスに係る事業資金、並びに当社グループにおいてシナジー効果が見込める事業の取得に係る資金に充当する予定であります。そして、これによる自己資本の増強及び財政状態の安定化は、当社の業績回復につながり、当社の企業価値が向上するものと想定され、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様へ利益に貢献できるものと考えております。したがって、本第三者割当による当社株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①	名 称	EVO FUND (エボ ファンド)	
②	所 在 地	c/o GlobeOp Financial Services (Cayman) Limited 45 Market Street, Suite 3205, 2nd Floor Gardenia Court Camana Bay, Grand Cayman KY1-9003 Cayman Islands	
③	設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
④	組 成 目 的	投資目的	
⑤	組 成 日	2006 年(平成 18 年)12 月	
⑥	出 資 の 総 額	払込資本金：1 米ドル 純資産：約 93.5 百万米ドル	
⑦	出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	払込資本金：EVO Feeder Fund 100% 純資産：自己資本 100%	
⑧	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チザム	
⑨	国内代理人の概要	該当事項はありません。	
⑩	上 場 会 社 と 当 該 ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
		当社と当該ファンド代表者との間の関係	該当事項はありません。
		当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄は、平成 27 年 7 月 21 日現在におけるものです。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、当社グループの成長基盤となるスマートフォン関連事業の強化を継続的に図っておりますが、企業成長をさらに促進するための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。

平成 27 年 6 月に当社と割当予定先とのあっせんを行う EVOLUTION JAPAN 証券株式会社(東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号 代表取締役 ダニエル・シャイアマン)から最初の提案を受けました。当該提案を当社内にて協議・検討した結果、本資金調達方法が、株価に対する一時的な影響を抑制しつつその資金を確実に調達する必要性を満たすとともに、(既存株主への過度な影響を及ぼさずに追加的な資金調達ができる点におい

て、) 当社の事業及び事業環境の進展に伴う株価の上昇に伴い徐々に資金調達ができる点において、当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断し、前述のメリット・デメリットを勘案の上、割当予定先と協議した結果、本新株予約権の発行による資金調達方法が最良の選択肢であるとの結論に至りました。

割当予定先は、ジェネラルパートナーである EVO Investment Advisors Ltd. (2425 Olympic Blvd. Suite 120E, Santa Monica, CA 90404 USA 代表取締役 マイケル・ラーチ)と EVO Capital Management Asia Ltd. (Suites 511-512, One Int'l Finance Centre, 1 Harbour View Street, Central, Hong Kong 代表取締役 アンドリュー・フリード)から案件の紹介や投資に係る情報提供を受け運用されるファンド(ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社)であり、EVO Feeder Fund(c/o GlobeOp Financial Services (Cayman) Limited, 45 Market Street, Suite 3205, 2nd Floor Gardenia Court, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9003 Cayman Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チザム)以外の出資者はおらず、運用資金は取引先であるプライム・ブローカーからの短期的な借入を除き、全額自己資金であります。割当予定先はアジア株を中心に運用を行うファンドであります。日本株への投資実績といたしましては、直近では、平成 27 年 4 月にアンジェスMG株式会社(東証マザーズ 4563)の普通株式への投資や、平成 26 年 12 月に株式会社アルデプロ(東証二部 8925)への新株予約権付社債及び新株予約権への投資、その他、運用目的で多数の日本株への投資を行っております。なお、EVO Feeder Fundは資本金 10,001,000 米ドルの投資ファンドで株主は 2 名の英国人です。

割当予定先の関連会社である EVOLUTION JAPAN 証券株式会社が、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN 証券株式会社はケイマン諸島に所在するタイガー・ホールディングス・リミテッド社(190 Elgin Ave, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チザム)の 100%子会社であり、同社はガーンジーに所在するタイガー・トラスト(c/o Rothschild Trust Guernsey Limited, St. Julian's Court, St. Julian's Avenue, St. Peter Port, Guernsey GY1 6AX 信託なので代表取締役は存在せず)の 100%子会社であります。割当予定先のジェネラルパートナーである EVO Investment Advisors Ltd.は割当予定先の経営株式(マネージメント・シェア)1,000 株を通じて議決権を全て保有すると同時にケイマン諸島に所在するタイガー・トラスト社(190 Elgin Ave., George Town, Grand Cayman KY1-9005 Cayman Islands 代表取締役 ベン・ベンソン)の 100%子会社であります。

### (3) 割当予定先の保有方針

割当予定先である EVO FUNDは、純投資を目的としており、本株式並びに本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本株式の発行及び本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場動向を勘案しながら売却する方針であります。運用に対しては市場への影響を常に留意している旨を口頭にて確認しております。

なお、本株式及び本新株予約権の発行に伴い、割当予定先は当社株主より当社普通株式について借株を行い、ヘッジ目的で売付けを行う場合があります。ただし、ヘッジ目的の売付けは、関連する割当決議が公表されてから行われることになり、割当予定先がかかる借株を用いて各割当の発行価額に影響を与える売付けを行うことはない旨口頭にて確認しております。また、割当予定先は、本株式の発行及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内でヘッジ目的で行う売付け以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行わない旨を口頭にて確認しております。

### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、当社は割当予定先から、割当予定先が資金を預託しているプライム・ブローカー各社による平成 27 年 6 月 30 日時点の預り資産残高証明を受領し、残高が払込み及び行使に必要な金額を十分に超過している状態であることを確認しており、払込期日において本株式及び本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額及び新株予約権の行使に要する金額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。

#### (5) 株券貸借に関する契約

本株式及び本新株予約権の発行に伴い、当社大株主である当社代表取締役 堤純也氏は、その保有する当社普通株式について、割当予定先への貸株を行う予定です。

割当予定先は、本株式の発行及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内でヘッジ目的で行う売付け以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

#### (6) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先と直接・面談・ヒアリングを実施し、反社会的勢力等でない旨を直接確認するとともに、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、第三者調査機関である株式会社トクチョー（東京都千代田区神田駿河台3-2-1 代表取締役社長 荒川一枝）に調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、現時点において、当該割当先に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

### 8. 大株主及び持株比率

募集前（平成27年2月28日現在）	
堤 純也	5.65%
株式会社NTTドコモ	5.21%
KDDI株式会社	3.07%
山中 夕典	3.07%
株式会社バンダイナムコホールディングス	2.14%
日本証券金融株式会社	1.58%
BNYM SA/NV FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNT E LSCB	1.12%
MSCO CUSTOMER SECURITIES	1.07%
株式会社SBI証券	0.97%
マネックス証券株式会社	0.76%

- (注) 1. 割当予定先は本株式並びに本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有していないため、募集後の大株主及び持ち株比率は省略しております。
2. 持ち株比率は、平成27年2月28日時点の株主名簿をもとに平成27年7月21日までに当社が確認した大量保有報告書を反映し記載しております。
3. 持ち株比率は、小数点第3位を四捨五入しております。
4. 今回の割当予定先以外の株主（新株式発行前からの株主（平成27年7月21日までに当社が大量保有報告書により確認したものを除く））の所有議決権数の割合については、平成27年2月28日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。

### 9. 今後の見通し

本第三者割当による平成27年8月期連結業績に与える影響は軽微であります。開示の必要が生じた場合には速やかに公表いたします。

### 10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

## 11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### (1) 最近3年間の業績（連結）

	平成24年8月期	平成25年8月期	平成26年8月期
連結売上高	2,961百万円	4,312百万円	3,204百万円
連結営業利益	△576百万円	△80百万円	△387百万円
連結経常利益	△1,166百万円	△189百万円	△386百万円
連結当期純利益	△566百万円	△83百万円	△430百万円
1株当たり連結当期純利益	48.01円	△70.09円	△35.53円
1株当たり配当金	—円	—円	—円
1株当たり連結純資産	34.64円	25.10円	1.24円

### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成27年7月21日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	14,029,193株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	1,596,000株	11.38%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

（注）上記潜在株式数は当社役職員向けのストックオプションの数値であります。

### (3) 最近の株価の状況

#### ① 最近3年間の状況

	平成24年8月期	平成25年8月期	平成26年8月期
始値	23,600円	12,200円	49,500円
高値	29,000円	70,300円	71,900円 ※468円
安値	11,660円	9,820円	26,000円 ※207円
終値	12,190円	49.750円	408円

（注）1. 当社は平成25年10月29日開催の当社取締役会決議に基づき、平成26年3月1日付で1株につき100株の株式分割を行っております。

2. ※印は、株式分割（平成26年3月1日、1株→100株）による権利落ち後の最高・最低株価を表示しております。

#### ② 最近6か月間の状況

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
始値	385円	1,245円	1,565円	823円	1,084円	1,064円
高値	1,065円	2,292円	1,635円	1,535円	1,443円	1,139円
安値	368円	1,066円	764円	710円	980円	894円
終値	1,065円	1,725円	809円	1,095円	1,102円	927円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 27 年 7 月 17 日
始 値	720 円
高 値	743 円
安 値	690 円
終 値	743 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による第1回転換社債型新株予約権付社債の発行

払 込 期 日	平成 25 年 10 月 28 日
調 達 資 金 の 額	400,000,000 円 (差引手取概算額 396,500,000 円)
転 換 価 額	1 株あたり 47,550 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	118,800 株
割 当 先	O a k キャピタル株式会社
当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 数	0 株
現 時 点 に お け る 転 換 状 況	全て転換済みです。
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	① S I 事業の譲受対価 350 百万円 ② S I 事業の事業資金 15 百万円 ③ スマートフォンアプリ向け新規バックエンドサービスの企画及び開発費の一部 31 百万円
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	① 平成 25 年 11 月末日 ② 平成 25 年 11 月～平成 25 年 12 月 ③ 平成 25 年 11 月～平成 26 年 8 月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	当初の資金使途に従い SI 事業に 365 百万円およびスマートフォン向けバックエンドサービスの開発費に 31 百万円を充当いたしました。

・第三者割当による第3回新株予約権の発行

割 当 日	平成 25 年 10 月 28 日
発 行 新 株 予 約 権 数	42 個
発 行 価 額	3,003,000 円(本新株予約権 1 個あたり 71,500 円)
発 行 時 に お け る 調 達 予 定 資 金 の 額 ( 差 引 手 取 概 算 額 )	202,713,000 円 (差引手取概算額 199,213,000 円) (内訳) 新株予約権発行分 3,003,000 円 新株予約権行使分 199,710,000 円
割 当 先	O a k キャピタル株式会社
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	118,800 株
当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 数	0 株 (本新株予約権 1 個につき 100 株)
現 時 点 に お け る 行 使 状 況	42 個全て行使済みです。
現 時 点 に お け る 調 達 し た 資 金 の 額 ( 差 引 手 取 概 算 額 )	199 百万円

発行時における 当初の資金用途	① スマートフォンアプリ向け新規バックエンドサービスの企画及び開発費の一部 44百万円 ② スマートフォン向けモバイルゲーム(複数)の新規開発 155百万円
現時点における 充 当 状 況	当初の資金用途に従いスマートフォン向けバックエンドサービスの開発費に 44 百万円およびスマートフォン向けモバイルゲームの開発費に 155 百万円を充当いたしました

・第三者割当による新株式の発行

払 込 期 日	平成26年11月6日
調 達 資 金 の 額	199,989,000円(差引手取概算額)
発 行 価 額	1株につき270円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	12,638,747株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	740,700株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	13,379,447株
割 当 先	当社代表取締役社長 堤 純也
発行時における 当初の資金用途	① スマートフォン向けゲーム(複数)の事業資金 140百万円 ② プラットフォームソリューションの事業資金 58.7百万円
発行時における 支 出 予 定 時 期	平成26年11月～平成27年2月
現時点における 充 当 状 況	スマートフォン向けゲーム(複数)の事業資金として140百万円、プラットフォームソリューションの事業資金として58.7百万円を充当いたしました。

## 12. 発行要項

### <本株式>

- |    |                  |  |
|----|------------------|--|
| 1. | 募集株式の種類          | 普通株式   |
| 2. | 募集株式の数           | 350,000 株                                    |
| 3. | 発行価額             | 1 株につき 668.70 円                              |
| 4. | 発行価額の総額          | 234,045,000 円                                |
| 5. | 増加する資本金及び資本準備金の額 | 資本金 1 株につき 334.35 円<br>資本準備金 1 株につき 334.35 円 |
| 6. | 申込期日             | 平成 27 年 8 月 6 日                              |
| 7. | 払込期日             | 平成 27 年 8 月 6 日                              |
| 8. | 募集の方法            | 第三者割当の方法により、すべての株式を EVO FUND に割り当てる。         |
| 9. | 払込取扱場所           | 東京都目黒区上目黒一丁目 24 番 11 号<br>株式会社みずほ銀行 中目黒支店    |
10. (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。  
(2) その他本新株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

## <本新株予約権>

### ◇第4回新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社アクロディア第4回新株予約権  
(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金2,640,000円
3. 申込期日 平成27年8月6日
4. 割当日および払込期日 平成27年8月6日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類および数の算出方法
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
  - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は600,000株(本新株予約権1個当たり1株(以下、「割当株式数」という。))とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 600,000個
8. 各本新株予約権の払込金額 金4.4円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
  - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、743円とする(以下「当初行使価額」という。))。
10. 行使価額の修正

当社は平成28年2月6日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者(以下、「本新株予約権者」という。)に通知(以下、「行使価額修正通知」という。)するものとし、当該通知が行われた日(以下、「通知日」という。)の2取引日(株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。)後(通知日が取引日でない場合には3取引日後)の日に、行使価額は、通知日(通知日が取引日でない場合には直前の取引日)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額(ただし、当該金額が、①上限行使価額(以下に定義する。)を上回る場合、上限行使価額とし、②下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。「上限行使価額」は当初1,114円とし、「下限行使価額」は当初371円とする。上限行使価額及び下限行使価額は第11項の規定を準用して調整される。なお、以下に該当する場合には当社はかかる通知を行うことができない。

  - ① 金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合
  - ② 前回の行使価額修正通知を行ってから6ヶ月が経過していない場合

## 11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式もしくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないときおよび株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)または本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①ないし③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
  - ① 1円未満の端数を四捨五入する。
  - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
  - ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
  - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第10項および本項に定めるところにより行使価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正または調整前の行使価額、修正または調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

#### 12. 本新株予約権の行使期間

平成27年8月6日(当日を含む。)から平成30年8月5日(当日を含む。)までとする。但し、第14項に従って当社が本新株予約権の全部または一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得のための通知または公告がなされた日までとする。

#### 13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

#### 14. 新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、平成28年8月6日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり4.4円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこ

れを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項にしたがって公表されていないものが存在する場合には当社はかかる通知または公告を行うことができない。

(2) 平成30年8月5日において行使されていない本新株予約権が残存している場合には、本新株予約権者は、発行会社に対して同日中に書面により通知することにより、本新株予約権1個当たり4.4円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得するよう請求することができる。

15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、(発行されている場合は)本新株予約権証券とともに、第12項に定める行使請求期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書および(発行されている場合は)本新株予約権証券を第20項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(同日付で第10項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。)が前号に定める口座に入金された日に発生する。

19. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

20. 行使請求受付場所 株式会社アクロディア 管理部

21. 払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 中目黒支店

22. 新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権および買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を4.4円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとする。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する

#### ◇第5回新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社アクロディア 第5回新株予約権  
(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 1,150,000 円
3. 申込期日 平成 27 年 8 月 6 日
4. 割当日および払込期日 平成 27 年 8 月 6 日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類および数の算出方法
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
  - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 500,000 株(本新株予約権1個当たり1株(以下、「割当株式数」という。))とする。  
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。  
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率  
その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 500,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額 金 2.3 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
  - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、1,114 円とする(以下「当初行使価額」という。))。
10. 行使価額の修正  
当社は平成 28 年 2 月 6 日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者(以下、「本新株予約権者」という。)に通知(以下、「行使価額修正通知」という。)するものとし、当該通知が行われた日(以下、「通知日」という。)の 2 取引日(株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。)後(通知日が取引日でない場合には 3 取引日後)の日に、行使価額は、通知日(通知日が取引日でない場合には直前の取引日)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の 90%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額(ただし、当該金額が、①上限行使価額(以下に定義する。)を上回る場合、上限行使価額とし、②下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。「上限行使価額」は当初 1,486 円とし、「下限行使価額」は当初 371 円とする。上限行使価額及び下限行使価額は第 11 項の規定を準用して調整される。なお、以下に該当する場合には当社はかかる通知を行うことができない。
  - ① 金融商品取引法第 166 条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合
  - ② 前回の行使価額修正通知を行ってから6ヶ月が経過していない場合
11. 行使価額の調整
  - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式もしくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないときおよび株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)または本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。  
本号①ないし③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
  - ① 1円未満の端数を四捨五入する。
  - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
  - ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
  - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第10項および本項に定めるところにより行使価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正または調整前の行使価額、修正または調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

## 12. 本新株予約権の行使期間

平成27年8月6日(当日を含む。)から平成30年8月5日(当日を含む。)までとする。但し、第14項に従って当社が本新株予約権の全部または一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得のための通知または公告がなされた日までとする。

## 13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

## 14. 新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、平成28年8月6日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり2.3円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項にしたがって公表されていないものが存在する場合には当社はかかる通知または公告を行うことができない。

- (2) 平成 30 年 8 月 5 日において行使されていない本新株予約権が残存している場合には、本新株予約権者は、発行会社に対して同日中に書面により通知することにより、本新株予約権1個当たり 2.3 円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得するよう請求することができる。

15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額、

会社計算規則第 17 条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、(発行されている場合は)本新株予約権証券とともに、第 12 項に定める行使請求期間中に第 20 項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書および(発行されている場合は)本新株予約権証券を第 20 項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(同日付で第 10 項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。)が前号に定める口座に入金された日に発生する。

19. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

20. 行使請求受付場所 株式会社アクロディア 管理部

21. 払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 中目黒支店

22. 新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の価額の算定理由本新株予約権および買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を 2.3 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとする。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する

#### ◇第6回新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社アクロディア第6回新株予約権  
(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 440,000 円
3. 申込期日 平成 27 年 8 月 6 日
4. 割当日および払込期日 平成 27 年 8 月 6 日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類および数の算出方法
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
  - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 400,000 株(本新株予約権1個当たり1株(以下、「割当株式数」という。))とする。  
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。  
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率  
その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 400,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額 金 1.1 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
  - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、1,486 円とする(以下「当初行使価額」という。))。
10. 行使価額の修正  
当社は平成 28 年 2 月 6 日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者(以下、「本新株予約権者」という。)に通知(以下、「行使価額修正通知」という。)するものとし、当該通知が行われた日(以下、「通知日」という。)の 2 取引日(株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。)後(通知日が取引日でない場合には 3 取引日後)の日に、行使価額は、通知日(通知日が取引日でない場合には直前の取引日)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の 90%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額(ただし、下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。「下限行使価額」は当初 371 円とする。下限行使価額は第 11 項の規定を準用して調整される。なお、以下に該当する場合には当社はかかる通知を行うことができない。
  - ① 金融商品取引法第 166 条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合
  - ② 前回の行使価額修正通知を行ってから6ヶ月が経過していない場合
11. 行使価額の調整
  - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式もしくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないときおよび株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)または本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①ないし③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
  - ① 1円未満の端数を四捨五入する。
  - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号④の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
  - ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
  - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第10項および本項に定めるところにより行使価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正または調整前の行使価額、修正または調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

## 12. 本新株予約権の行使期間

平成27年8月6日(当日を含む。)から平成30年8月5日(当日を含む。)までとする。但し、第14項に従って当社が本新株予約権の全部または一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得のための通知または公告がなされた日までとする。

## 13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

## 14. 新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、平成28年8月6日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり1.1円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項にしたがって公表されていないものが存在する場合には当社はかかる通知または公告を行うことができない。

(2) 平成 30 年 8 月 5 日において行使されていない本新株予約権が残存している場合には、本新株予約権者は、発行会社に対して[同日中に]書面により通知することにより、本新株予約権1個当たり 1.1 円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得するよう請求することができる。

15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額、

会社計算規則第 17 条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、(発行されている場合は)本新株予約権証券とともに、第 12 項に定める行使請求期間中に第 20 項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

(2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書および(発行されている場合は)本新株予約権証券を第 20 項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(同日付で第 10 項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。)が前号に定める口座に入金された日に発生する。

19. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

20. 行使請求受付場所 株式会社アクロディア 管理部

21. 払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 中目黒支店

22. 新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の価額の算定理由本新株予約権および買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を 1.1 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとする。

23. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する

以 上